

佐労発基 0717 第 2 号
令和元年 7 月 17 日

建設業労働災害防止協会 佐賀県支部長 殿



佐賀労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

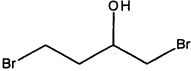
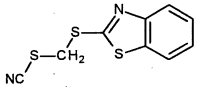
これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質については、同条第 3 項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1（参考添付）。以下「指針」という。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙の（1）に掲げる 2 物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

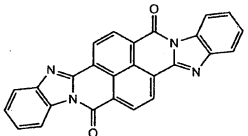
つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、当該既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、別紙の（2）に掲げる既存化学物質については、従前、指針に基づく措置を講ずるよう届出事業者及び関係事業者団体に要請していましたが、有識者による再評価の結果、指針の対象から除外することとしましたので、これにつきましても併せて周知願います。

(1) 新たに指針に基づく措置を要請する物質（変異原性が認められた既存化学物質）

	化審法・安衛法 官報公示整理番号	CAS No.	名称	構造式等	常温の性状等（固体、液体、気体）	用途	変異原性試験結果の概要 ※1	出典
1	2-2002	19398-47-1	1,4-ジブロモブタン-2-オール		液体 融点：- 沸点：- 蒸気圧：-	-	Ames試験最大比活性値： 2.6×10^3 Rev./mg	・厚生労働省
2	5-3424	21564-17-0	2-[[[チオシアナトメチル)スルファニリル]-1,3-ベンゾチアゾール		液体 融点：-10°C 沸点： $191^{\circ}\text{C}</math>蒸気圧：4.2 \times 10^{-5} Pa (25^{\circ}\text{C}</math>)$	殺菌剤（失効農薬）	Ames試験最大比活性値： 3.0×10^4 Rev./mg	・厚生労働省 ・化学工業日報社 ・IPCS, 1997 ・U. S. EPA, 2006b ・SRC: MbbpWin, 2005

(2) これまでに指針に基づく措置を要請した物質のうち、指針の対象から除外する物質

	化審法・安衛法 官報公示整理番号	CAS No.	名称	構造式等	常温の性状等（固体、液体、気体）	用途	変異原性試験結果の概要 ※1	出典
1	5-2201 5-3205	4424-06-0	パット オレンジー7		融点：- 沸点： $927^{\circ}\text{C}</math>蒸気圧：-$	顔料	Ames試験（1983）最大比活性値： 1.2×10^3 Rev./mg Ames試験最（2017）：陰性 Ames試験最（2005）：陰性 染色体異常試験（2015）：陰性 遺伝子突然変異試験（2015）：陰性	NTPDB 012972 (CEBS) ENVIRON. MOL. MUTAGEN. 11 (SUPPL. 12) :1-158. 1988 (非公表資料) EUドシエ公開資料 (2017)

※1 各変異原性試験の判断基準

- 微生物を用いる変異原性試験（Ames試験）において強い変異原性が認められるとする比活性値は、概ね1,000 (revertants/mg) 以上
- ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験において強い染色体異常誘発性を示すと評価する濃度は、 D_{20} 値が概ね0.01 (mg/ml) 以下
- マウスリンフォーマTK試験では、いずれかの試験系で突然変異頻度が陰性対照の4倍、又は陰性対照より 400×10^{-6} を超えて増加している場合、強い陽性と判断
- in vivo 小核試験で陽性が出た場合には、強い陽性と判断